## 令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第4報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和6年6月28日 保医発0628第2号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和6年7月11日 医療課事務連絡 令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
			第2部 在宅医療	第2部 在宅医療	
			第2節 在宅療養指導管理料	第2節 在宅療養指導管理料	
			第1款 在宅療養指導管理料	第1款 在宅療養指導管理料	
			(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)	
489	右	下から6行目	(3) また、医師は、2の訪問看護計画書等を基に衛生材料 等を支給する際、保険薬局(当該患者に対して在宅患者	(3) また、医師は、2の訪問看護計画書等を基に衛生材料 等を支給する際、保険薬局(当該患者に対して在宅患者	字句訂正
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等を又結りる除、休険楽局(ヨ該忠有に対しく仕宅忠有 訪問薬剤管理指導を行っており、地域支援体制加算又	
			は在宅 <mark>薬学総合体制</mark> 加算の届出を行っているものに限	は在宅 <u>患者調剤</u> 加算の届出を行っているものに限る。)に	
			る。)に対して、必要な衛生材料等の提供を指示すること ができる。	対して、必要な衛生材料等の提供を指示することができる。	
			$(4)\sim(13)$ (略)	$(4)\sim(13)$ (略)	
			D014 自己抗体検査	D014 自己抗体検査	
			(1)~(10) (略)	(1)~(10) (略)	
611	右	下から5行目	(11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、 抗 β 2グリコプロテイン I IgG抗体、抗β2グリコプロテイン	(11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、 抗 β 2グリコプロテイン I IgG抗体、抗β 2グリコプロテイン	字句挿入
			I IgM抗体	I IgM抗体	
			ア <u>「30 ।</u> の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体	ア <u>「30」</u> の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体	
			症候群の診断を目的として、ELISA法 <u>、</u> CLIA法 <mark>又は</mark> FIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回	症候群の診断を目的として、ELISA法 <mark>又は</mark> CLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定	
			に限り算定する。	する。	
			イ $\underline{\lceil 30 \rfloor}$ の抗 $\beta$ 2グリコプロテイン $\mathrm{IIgG}$ 抗体は、抗リン脂	イ $30$ 」の抗 $\beta$ 2グリコプロテイン $I$ IgG抗体は、抗リン脂	
			質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA 法 <mark>又はFIA法</mark> により実施した場 合に、一連の治療につ	質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法 <mark>又は</mark> CL IA法により実施した場 合に、一連の治療につき2回に	
			き2回に限り算定する。	限り算定する。	
			ウ $\lceil 30 \rfloor$ の抗 $\beta$ 2グリコプロテイン $I$ $IgM$ 抗体は、抗リン脂	ウ $\boxed{30}$ の抗 $\beta$ 2グリコプロテイン $\boxed{I}$ IgM抗体は、抗リン脂	
			質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA 法 <mark>又はFIA法</mark> により実施した場合に、一連の治療につ	質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法 <mark>又は</mark> CL IA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に	
			と	Rり算定する。	
			エ <u>「30」</u> の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンI	エ <u>「30」</u> の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンI	
			gM抗体、抗β2グリコプロテイン I IgG抗体及び抗β2	gM抗体、抗β2グリコプロテイン I IgG抗体及び抗β2	
			グリコプロテイン I IgM抗体を併せて実施した場合は、 主たるもの3つに限り算定する。	グリコプロテイン I IgM抗体を併せて実施した場合は、 主たるもの3つに限り算定する。	

調26	右	上から7行目	第1節 調剤技術料 00 調剤基本料 1 ~ 10 (略) 11 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注3」(100分の80)及び「注4」(100分の50)のうち該当するものを乗じ、小数点以下第一位を四捨五入する。次に「注5」(地域支援体制加算)、「注6」(連携強化加算)、「注7」(後発医薬品調剤体制加算)、「注8」(後発医薬品減算)、「注12」(在宅薬学総合体制加算)及び「注13」(医療DX推進体制整備加算)のうち該当するもの(特別調剤基本料Aを算定する保険薬局においては、「注5」、「注7」及び「注12」の所定点数に100分の10を乗じ、それぞれ小数点以下第一位を四捨五入する。)の加算等を行う。ただし、当該点数が3点未満になる場合は、3点を算定する。			第1節 調剤技術料 00 調剤基本料 1 ~ 10 (略) 11 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注3」(100分の80)及び「注4」(100分の50)のうち該当するものを乗じ、小数点以下第一位を四捨五入する。次に「注5」(地域支援体制加算)、「注6」(連携強化加算)、「注7」(後発医薬品調剤体制加算)、「注8」(後発医薬品減算)及び「注12」(在宅薬学総合体制加算)のうち該当するもの(特別調剤基本料Aを算定する保険薬局においては、「注5」、「注7」及び「注12」の所定点数に100分の10を乗じ、それぞれ小数点以下第一位を四捨五入する。)の加算等を行う。ただし、当該点数が3点未満になる場合は、3点を算定する。							
調101	右	上から15行目	30 特定保険医療材料 別表1 (1) 服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等を算定 する場合における他の薬学管理料の算定の可否				30 特定保険医療材料 別表1 (1) 服薬歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等を算 定する場合における他の薬学管理料の算定の可否						
			項目 等調 重複投薬·相互作用等防止加	算定回数 処方箋受付ごと		×	等調	項目 重複投薬·相互作用等防止加	算定回数 処方箋受付ごと	0 ×	_		
調101	右	下から17行目	の剤 加管 算理 調剤管理加算 医療情報 <u>取得</u> 加算	処方箋受付ごと <u>6月に1回まで</u>	0	×	の剤 加管 算理 料	算 調剤管理加算 医療情報 <u>取得</u> 加算	処方箋受付ごと 処方箋受付ごと	0 X 0 X	- - 字句訂正		
		(2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合におけ る他の薬学管理料の算定の可否						(2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合におけ る他の薬学管理料の算定の可否					
			項目	算定回数				項目	算定回数				
			等調 の剤 加管	処方箋受付ごと	×	×	等調 の剤 加管	重複投薬·相互作用等防止加 算	処方箋受付ごと	$\times$			
			算理 調剤管理加算	処方箋受付ごと	0	0	算理	調剤管理加算	処方箋受付ごと	0 0	_		
調102	右	上から11行目	料 医療情報 <u>取得</u> 加算	6月に1回まで		$\bigcirc$	料	医療情報取得加算	処方箋受付ごと		字句訂正		

		(3) 同一月内における服薬情報等提供料及び在宅患者訪問薬剤管理指導料と他の薬学管理料の算定の可否						(3) 同一月内における服薬情報等提供料及び在宅患者訪問 薬剤管理指導料と他の薬学管理料の算定の可否						
				項目	算定回数					項目	算定回数	1		
			等調 の剤 加管	重複投薬·相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	0	×		等調 の剤 加管	重複投薬·相互作用等防止加 算	処方箋受付ごと	0	×	
			算理	調剤管理加算	処方箋受付ごと	$\circ$	$\circ$		算理	調剤管理加算	処方箋受付ごと	$\circ$	$\circ$	
調103	右	上から11行目	料	医療情報取得加算	<u>6月に1回まで</u>	$\circ$	$\circ$		料	医療情報 <u>取得</u> 加算	<u>処方箋受付ごと</u>	$\circ$	$\circ$	字句訂正